

お知らせ

諸規約・諸規程 一部改訂のお知らせ

総務委員会

2018年度第3回理事会（2018年9月15日開催）にて、以下のとおり諸規約・諸規程が一部改訂となりましたのでご案内します。なお、現在施行されている諸規約・諸規程の全文は、ホームページの [学会について](#)⇒[定款および諸規約・諸規程](#) からご覧いただけます。

■会員の国際研究集会等への派遣に関する規程

改訂後（2019年3月1日施行）	改訂前
第9条（国際研究集会への海外派遣） (5) 応募方法： <u>学会誌のお知らせにて毎月公募を行い、年度ごとに4回に分けて選考を行う。</u>	第9条（国際研究集会への海外派遣） (5) 応募方法： <u>年度ごとに4回に分けて学会誌の会告にて公募</u>

■会員の登録に関する規程

改訂後（2019年3月1日施行）	改訂前
第6条（会員資格の喪失と復活） 3. 学生会員にあっては就学中であっても資格発効から継続して <u>原則9年</u> を限度として自動的にその資格を喪失するものとし、再度学生会員としての登録を行うことはできない。 4. 学生会員にあっては資格継続のため毎年学生証の写しもしくは在学証明書を提出する。 5. 每年学生証の写しもしくは在学証明書の提出期限は、当該年度の7月末迄とし、提出がない場合には資格を停止する。 <u>ただし3項の継続限度を超えない期間に在学証明書を再度提出した場合は資格を復活することができる。</u>	第6条（会員資格の喪失と復活） 3. 学生会員にあっては就学中であっても資格発効から継続して <u>最長9年</u> を限度として自動的にその資格を喪失するものとし、再度学生会員としての登録を行うことはできない。 4. 学生会員にあっては資格継続のため毎年学生証の写しもしくは在学証明書を提出する。 5. 每年学生証の写しもしくは在学証明書の提出期限は、当該年度の7月末迄とし、提出がない場合には資格を喪失する。

■会費納入規程

改訂後（2019年3月1日施行）	改訂前
第3条（会費） 会員の種類による年会費は次のとおりとする。 (2) 学生会員 在学期間 3,000円 <u>（期間は別途定める）</u> 2. 会員の種類による地方支部費は、所属する1地方支部あたり次のとおりとする。 (2) 学生会員 年額 免除 <u>（登録は1支部のみ）</u> 3. 会員の種類による専門部会費は、次のとおりとする。 (2) 学生会員 年額 免除	第3条（会費） 会員の種類による年会費は次のとおりとする。 (2) 学生会員 在学期間 3,000円 2. 会員の種類による地方支部費は、所属する1地方支部あたり次のとおりとする。 (2) 学生会員 年額 <u>2,000円（1地方支部分のみ免除）</u> 3. 会員の種類による専門部会費は、次のとおりとする。 (2) 学生会員 年額 <u>1部会あたり 1,000円</u>

■表彰に関する規程

改訂後（2018年9月15日施行）	改訂前
第3条（表彰の分類） (7) 論文支援功労賞 <u>学会誌の論文審査および掲載に貢献した者への表彰</u>	第3条（表彰の分類） 該当項無し
第4条（表彰の種類） (7) 論文支援功労賞	第4条（表彰の種類） 該当項無し

<p>① 学会誌の査読者として査読回数 20 回以上行った個人 ② 学会誌の編集者として編集担当回数 50 編以上行った個 人 ③ 編集委員会委員、編集企画小委員会委員、シニア編集支 援班班員など長期間にわたり多くの投稿論文を支援し、 掲載に貢献した個人</p>	
<p>第 10 条 (表彰枠、賞金など) (分類) 論文支援功労賞 (表彰枠) 対象会員 (副賞) 記念品</p>	<p>第 10 条 (表彰枠、賞金など) 該当項なし</p>